

<別紙2-2-3(内容評価・保育所版)>

第三者評価結果 内容評価 日野保育園

・400字以内目安

・MSPゴシック 11ポイント

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針及び横浜市「子ども権利条例」や法人の理念、保育方針、保育目標を土台とし「全体的な計画」を作成し厚労省の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」及び「乳児の3つの視点」で示された子どもの像を目標に据えて、そこへ到達するまでのプロセスを各年齢別に分け、0歳から卒園までを見通した連続性を主眼としています。 ・計画は園長 主任 クラス担任の合議により作成されたオリジナル色が濃いものです。 ・この地域は住宅街で世代交代が急速に進み、若年夫婦の共稼ぎ世帯が急増しています。働く世代の利便性を考慮に入れた施策を取り入れています。園児のシーツや通気性のよい布団マットレスはリースとし、週明けのシーツ交換は職員が行ったり、エプロン・口拭きなども園で用意したりするなど保護者の手間を省いたことなどです。 ・法人より職員に保育所保育指針解説書が配布され、共通認識を持ち、意見を交換しながら計画書を作成しています。 		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽光まぶしい街並です。2階建ての園舎はコロナ禍の12月でさえ窓を開け換気を行い、各クラスのエアコンや空気清浄機を利用するまでもなく、健康で心地良い環境です。夏は園庭や1階、2階に遮光ネットを張り、毎月担当者が園舎内を回って安全点検を行います。各クラスやトイレ掃除は次亜塩素酸ナトリウムや弱酸性次亜塩素酸などで消毒を行い、「清掃チェック表」に実施者名があります。 ・来園者には検温と手指消毒を、園児 保護者には家での検温 消毒を協力してもらっています。 ・寝具をプレスウエア素材の通気性の良い「布団マットレス」にリース料は法人負担で保護者の手間軽減と乳児のSIDS予防にも役立っています。 ・毎朝看護師が全園児の連絡帳を確認し、健康状態をチェックしています。 		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子ども状態は児童票、健康記録表 個人面談で確認し、入園後は連絡ノートや保育日誌、毎月記録される発達記録などで一人一人の発達や家庭環境から生じる個人差は担任間で把握しています。 ・子どもに合わせたわかりやすい言葉で話すことを心がけ、禁止語や否定語を使わず、「して欲しい行動」を言葉にして伝えるように、保育者の意識改善に取り組んでいます。 ・0.1歳ミーティング、2歳ミーティング、幼児ミーティング、給食・職員会議等で個々の子どもの様子や月齢、発達に応じた関わりや援助、取り巻く環境について話し合いを持ち、全職員に口頭又は紙面で周知し、共通認識が持てるようにしています。 ・毎朝8時前に園長が登園し子どもたちと言葉を交わしています。全園児には連絡ノートを配付し、様子が記入された内容を確認しています。 		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児が基本的な生活習慣を身につけ、毎月個人別指導計画を立て、それに基づき保育を実施しています。週案で振り返りを行い、次月の月案で見直しています。各年齢のミーティングなどで、一人一人の子どもの様子、発達を職員間で共有し、共通理解をもって基本的な生活習慣が身につけられるように援助をしています。 ・排泄や食事(自分で食べる、スプーン・箸の使い方等)入眠時間や起床時間に配慮し、子どもの「自分でしたい」気持ちや様子を受け止めて見守ったり難しい部分は手伝ったりして、子どもに分かりやすい方法を知らせながら、達成感が味わえるようにしている。 ・外から入室する際に手洗い、うがいを丁寧にできるような時間に余裕をもって活動し、病気の予防について知らせながら一緒に行っています。 		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員は子どもがワクワクするような園、安全な園 五感の育成につながる園を目指して環境づくりに励んでいます。保育室では子どもが取りやすいところに玩具や教材があり、自分で選んで取り出したり、片づけたりできるようになっています。玩具は法人特製の両面棚に子どもたちが選びやすく、片づけやすいように小さな容器に入れ、両面棚やつい立てを使ってコーナー分けをしたり、環境を変化させ、遊びに集中できたり、のんびりと過ごせるように環境を工夫しています。 ・子どもたちの遊ぶ様子や興味の深さを見ながら玩具の入れ替えを行ったり、継続して遊べるように玩具の数を増やしたりして、遊びがじっくり楽しめるようにしています。・天気の良い日は園庭や散歩に出かけて、十分に身体を使って遊べるようにし、雨天時等で室内で過ごすときも、廊下や階段を利用して積極的に身体を動かす遊びを取り入れています。 ・近隣住民の「あじさいクラブ」との交流(グランドゴルフや伝承遊び等)を年7回行っています。 		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児の個人別指導計画は個人差に留意しながら作成し、成長に合わせた保育内容になっています。 ・園長は0歳児の留意点として、子どもや保護者の健康状態、子どもの肩の動き 目の動きを見る、を挙げています。 ・授乳やおむつの交換時などの関わりの中で優しく話しかけたりしながら、顔や目を見て子どもの思いや表情を汲み取り丁寧に応えるようにしています。興味があるものを、ハイハイやずり這いをして自分で取り出せるように玩具や絵本を置き、部屋の中を自由に探索できるように広げ、通気性の優れた寝具マットレスを敷き、SIDS予防に安全な環境作りをしています。 ・看護師が常時保育室にいて、疾病や健康状態、体調の変化に留意し保健的な対応を行っています。また、家庭と担当保育士間で、送迎時や連絡帳にて子どもの様子を伝えたり成長を喜び合ったり、疑問や不安を聞きながら信頼関係を築けるようにしています。 		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分でしよう」という気持ちを大切に時間にも余裕を持ったり、さりげなく援助したりして自分でやったような達成感、成功体験を感じてもらうようにサポートしています。 ・園庭や戸外への散歩を多く取り入れ、子どもの興味や関心、好奇心が高められるようにしています。 ・子どもたちの思いや興味に合わせて遊びを取り入れ、子どもの動線に合わせて両面棚を移動して遊びのスペースを作ったり、玩具は自分で選べるように手の届くところに置いたりしています。 ・一人一人の自我の育ちを受け止めながら、友達の気持ちや関わり方を伝えたり、言葉で気持ちを伝えることが難しい時は代弁したり、わかりやすい言葉で一緒に相手に伝えていきます。 		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>・本園は厚労省の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を目標にした保育計画を組んでいます。最後の年齢である5歳の子ども像は明確であり、3、4、5歳と連続性が保たれています。</p> <p>3歳児は集団の中で安定して遊べるよう、活動内容や行事への参加内容を工夫し、多様な参加方法の中で、その子が生き生きと関われるように傍についたり、援助しながら楽しめるようにしています。</p> <p>・4歳児は基本的な生活習慣を身につけ、安心して集団生活を送れるようになります。保育者が子どもの動きの予想を立て、子どもの思いに寄り添い、臨機応変に内容や環境を変更していけるようにしています。</p> <p>・年長児は「ひのまつり」での役割や「運動会」の競技内容を自分達で考え、みんなで協力しながらつくりあげ、達成感を味わい、一人一人が輝けるように工夫しています。</p> <p>・保護者には毎日ホワイトボードに活動内容を書き、写真を掲示したうえで、口頭で一人一人の様子を伝えていきます。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>・障害や支援の必要なお子さんに対しては個別の指導計画を作成し、療育センターの巡回相談にも対応しています。職員会議等で子どもの発達状況や課題、関わり方等を話し合ったり、書面での情報を全職員が共通認識を持てるようにしています。</p> <p>・保育者は、子どもたちがそれぞれお互いを認め合えるような声かけや仲立ちするなどして配慮し、保護者の意向や気持ちを受け止めています。</p> <p>・区の保健師や横浜市港南地域療育センター、横浜市南部地域療育センター等の巡回を利用して、相談や助言等を受け連携する体制が組まれています。昨年は5人が研修を受け研修報告会や書面で情報を共有しています。</p>		

【A10】	A-1-(2)-⑨	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間保育の幼児は登降園表で、乳児は連絡ノートで降園時間と送迎者、軽食、夕食の利用などを確認しています。保護者が迎えに来たときは「お帰りなさい」と正面から声掛けし、一日の労をねぎいます。 ・延長保育を含めて長時間保育で過ごす子どもについては休息が取れるように配慮し、6時半以降1階の1室に集まり年齢の異なる子どもも一緒に過ごすため玩具や絵本 遊び方等安全に過ごせるように配慮しています。 ・延長保育を利用する際は、保護者の希望に応じて温かい軽食<1品>夕食<4品>の提供をしています ・遅番担当者に、その日の子どもの様子や保護者への伝言などをノートに記入して引継ぎ、正確に伝達が行われるようにしています。 ・保護者に口頭で子どもの様子や思いを伝え、心身の状況に気づいた時にはインシデントノートなどに記載して職員間でも共有せしています。 		
【A11】	A-1-(2)-④ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な計画」及び「5歳児年間指導計画」では、小学校との連携や就学に向けての計画が組み込まれ、それに基づいて就学に向けての生活リズムや遊びを通して文字や数などに親しめるように、保育内容や環境の工夫に努めています。 ・本園は就学の校区が二区にまたがっており、就学先が多校に分かれるため、それぞれが就学する小学校へ散歩しながら見に行ったり、近隣の小学校との交流会に参加したりして、小学校の生活に対して見通しや期待が持てるようにしています。 ・職員は「幼・保・小実務者連絡会議」や研修に参加し、他園や小学校の情報を得ています。 ・「保育所児童保育要録」は、職員や園長が確認してから小学校に送付し、その後、小学校教諭が来園して情報交換したり、さらに必要ならば電話などで一人一人の子どもについて良さや、配慮してほしい点などを申し送り、子どもの成長について共有できるようにしています。 		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では子どもの健康管理のために「健康管理マニュアル」に基づき、朝や日中の健康観察を行い、体調の変化を把握しています。また、毎朝看護師が各クラスを回り、全園児の家庭からの連絡帳を確認し、健康状態を把握しています。 ・園の看護師は「年間保健計画」を作成し、季節における感染症予防のための手洗い指導や歯磨き指導を行っています。また、職員に対しては「心肺蘇生法」「嘔吐物処理法」「AED研修」なども行っています。 ・「保育園のしおり」には、登園・受け入れ時の体調やけがの有無などを申告してもらうこと、感染症などの登園停止、医師の「登園許可証明書」の運用についてなど記載しており、口頭でも説明しています。 ・乳幼児突然死症候群(SIDS)対策は、午睡時のプレスチェックは(0歳児5分、1歳児10分、2歳児15分、幼児は目視で、うつぶせ寝を防止する体位交換を行っています。 		

【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断は、年度初めにお知らせして、嘱託医により年2回実施しています。歯科検診は年2回春・秋に行います。 ・健診結果は「健康カード」に記録し、保護者に伝え、必要な場合は受診や治療を促しています。職員も健診結果を確認し、配慮事項を保育の指導計画に盛り込んでいます。健診記録は「児童健康台帳」にまとめ、保管しています。 ・健診前に保護者には「問診票」を配付して、子どもの健康、成長の様子を記入してもらい、嘱託医に相談、質問がある場合には、その旨を伝え、回答をもらっています。 ・歯科医や衛生士、看護師による歯の指導について、紙芝居や、赤染による磨き方指導などを行い、わかりやすく歯磨きの大切さを知らせたり、自分の歯についての興味や関心が高まるように取り組んでいます。 ・保護者には「保健だより」でクラスの感染症の状況などを伝えています。 		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園では横浜市の「食物アレルギーガイドライン」に沿って、アレルギー児の対応をしています。主治医の指示書と保護者の除去食確認のもとに、「完全除去食」を提供しています。 ・アレルギー疾患の子どもについては、6か月、もしくは1年に1度、医師診断を受け、①「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」、②「除去食申請に対する主治医意見書」を保護者より提出してもらい、進めています。 ・主治医の指示書に基づいて前月末に保護者、園長、栄養士、看護師、担任とともに次月の献立の食材を確認し、保護者承認を得たメニューを提供しています。この面談内容は全職員で共有しています。 ・食物アレルギーの子どもに関しては、担当職員を決め、トレー、食器の色変えて、献立表や除去内容などを声を出して確認しながら配膳し、誤食を防いでいます。 ・医者である園の理事長が来園し、職員を対象にして「アレルギー研修」を実施しています。 		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の「年間食育計画」では、年齢ごとのねらいに沿って、食事、行事、栽培、クッキング保育などの活動を保育に取り入れています。 ・園では気候の良いときはテラスで食事をしたり、おやつをもって公園で食べたり、楽しい食事雰囲気作りをいろいろ工夫しています。 ・園では食事開始も一斉ではなく、食べたい子から座って食べ始められるようにしています。 ・子どもの咀嚼の様子や食べ方などを観察し、子どもの発達に合わせた形状の食具を提供しています。 ・4、5歳児はおひつでのごはん提供を行っており、自分でよそい、食べることで自分の適量を体験できる機会となっているようです。 ・野菜を栽培したり、それを使って調理体験したり、実際に食材に触れることで興味や関心が高まり、乳児でも簡単な調理体験(しめじ割き・玉ねぎ皮むき)などを体験することにより、食べれる食材が増えています。 ・保護者は、0歳交流や懇談会にて実際に子どもたちの食べる食事を見たり、一緒に食べる試食機会を持っています。また、「献立」や「給食だより」で食育に関する情報を、保護者に発信しています。 		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達状況やのど、口、歯の具合、体調に考慮した食事内容、調理法、形状(刻む、柔らかくするなど)に対応して食事を提供しています。 ・0、1、2歳の乳児に関しては、個人別に発達記録に記載しながら、子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握して、対応しています。 ・検食簿、残食表に記入しながら、野菜の切り方、調理法などを工夫して食べれるように対応しています。 ・保護者とは、クラス懇談会後の給食試食会では、親子で給食を食べながら、給食を楽しむ場を作り出しています。 ・調理担当の衛生管理については、「衛生管理マニュアル」に従い、毎日、発熱や胃腸炎症状、傷や化膿の有無、服装、爪、髪のチェックなどを行い、害虫の点検や清掃も記録しています。 ・旬の食材、季節ならではのメニューや行事食を提供するなどして季節感のある献立になるように配慮しています。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> ・0、1、2歳児については、毎日、個別連絡帳にて家庭と日常的な情報交換を行い、3歳児以上の幼児に関しては、出入り口のホワイトボードや口頭、連絡帳を使って情報共有を図っています。 ・当日の保育の様子は、写真とコメントを掲示したり、製作物を展示して保護者に知らせています。 ・給食のメニューや食べている様子は、「デジタルフォトフレーム」で閲覧できます。 ・保護者とは、送迎時の会話や、個人面談、クラス懇談会、行事を通して子どもの成長を共有しています。 ・保護者との様々な話し合いの内容は、個人面談記録、懇談会記録に記載され、内容は全職員で共有しています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> ・園職員は保護者とは送迎時の会話や連絡帳でのコミュニケーションを通じて、保育園や家庭での子どもの様子を共有し、成長を喜びながら信頼関係が醸成されるように対応しています。 ・保護者からの相談の申し出があった場合には、保護者の都合に合わせて、日時、場所など決めるようにしています。 ・相談内容は保護者対応ファイルに記録し、内容によっては全職員で共有し、園全体で保護者の気持ちに寄り添えるように努めています。 ・保護者からの相談申し入れに対しては、内容によっては、主任、園長につなぐ体制にあります。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> ・園では「虐待対応マニュアル」に沿って、職員に周知し、取り組みを行っています。 ・登園した際の子どもの様子や保護者と子どもの関わり方などに違和感がないか、注意深く観察するようにしています。 ・子どもの発言や体のあざ、傷など異変を察知した際には、直ちに園長に報告し、必要に応じて写真を撮るとともに関係機関へ連絡します。 ・横浜市の関連研修に職員を参加させるとともに、園内研修も実施しています。 ・気になるケースが生じた場合は、この情報は全職員間で共有しています。 ・港南区からの招集による地域園長会議に園長が出席し、児童相談所などの関係機関との協力支援体制を作っています。 ・港南区による出前講座に全職員が受講したり、外部の研修に参加して人権や虐待について学ぶ機会を設けています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> ・保育日誌はねらいや活動内容、子どもの様子などから環境構成や援助、配慮について振り返りや考察、次への展望を記載するようにしています。 ・指導計画の自己評価に当たっては、一人一人の子どもの発達状況、発達過程などに配慮して行っています。 ・年3回の法人独自の「自己評価表」への記入・提出に加えて、毎月職員会議で反省等を行い、職員間で保育の良さや課題を確認しながら、意識の向上に努めています。 ・保育士等一人一人の「保育士の自己評価」を、全保育士から提出を受け、園長、主任がまとめ上げることで「保育所の自己評価」となり、園ではこの結果から改善課題を抽出し、職員会議にかけ話し合っています。また、保育士自体の自己評価については、職員は園長との面談の上、次年度の保育スキル向上へ向けて目標管理を行っています。		